

中野区における全世代向け地域包括ケアシステムの推進に関する基本的な考え方について

「中野区地域包括ケアシステム推進プラン」(平成29(2017)年3月策定。以下「推進プラン」という。)に基づき、区と関係団体等は、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年に向けた喫緊の課題である高齢者向けの取組を主に進めているところであるが、地域包括ケアシステムの対象を子どもと子育て家庭、障害者など全世代へ拡大していくにあたり、区の基本的な考え方を取りまとめたので報告する。

## 1 これまでの経過

推進プランは、平成28(2016)年度から令和7(2025)年度までの10年間を計画期間とし、ステップ1からステップ4までの4期に分けた構成としている。

現在はステップ1の「高齢者が可能な限り住み続けられる地域づくりに向けた基盤整備」を終え、ステップ2「基盤、機運の充実を背景とした地域包括ケアの全世代、全区民への発展・充実」の段階に進んでいる。

## 2 庁内推進体制と区の役割

### (1) 庁内推進体制

昨年8月に、地域支えあい推進部が主宰する庁内会議を設置し、全世代を対象とした地域包括ケアシステムの全庁的な推進方策について協議を行っている。

### (2) 区の役割

- ①中野区における地域包括ケアシステムの推進に関する総合調整と施策の実施
- ②誰もが制度のすき間に落ちることなく必要な支援を受けられるよう、地域のセーフティネット及びコーディネーターの役割を果たすこと
- ③必要なサービスの確保とその質の向上
- ④権利擁護の推進

## 3 全世代向け地域包括ケアシステム推進に係るスローガン(案)

今後、全世代向け地域包括ケアシステム推進に係るスローガンを設定し、区、区民及び関係団体で共有する。

スローガンは、現在検討中の基本構想において定める「10年後に目指すまちの姿」の実現に向けて地域包括ケアシステムが担う役割を簡潔に言い表すとともに、親しみやすいものとなるよう工夫する。

#### 4 全世代向け地域包括ケアシステムにおいて目指すべきまちの姿（案）

	全世代向け	推進プラン（高齢者向け）
(1)	本人の意思が尊重され、権利が守られているまち	見守り、支えあい活動で支援が必要な人が把握されているまち
(2)	産学公民の多様なサービスが常に生み出され、最先端の支援が提供されるまち	本人の意思が尊重され、権利が守られているまち
(3)	それぞれの人が望む形で支援を得ることができ、誰もがいきいきと暮らし続けられるまち	みんなで介護予防に取り組んで、健康寿命を伸ばしているまち
(4)	多様な人が多様な役割を担うことによって、誰もが居場所を持つまち	在宅でも安心して医療を受けられるまち

#### 5 全世代向け地域包括ケアシステムの柱（構成要素）（案）

	全世代向け	推進プラン（高齢者向け）
柱1	本人の選択／権利擁護	本人の選択／権利擁護
柱2	住まい・住まい方	住まい・住まい方
柱3	健康・社会参加・学び・就労	健康・社会参加・就労
柱4	地域の見守り支えあい	地域の見守り支えあい
柱5	生活を支えるサービス、生活を豊かにするサービス	介護・生活支援サービス
柱6	医療	医療
柱7	セーフティネット	相談、コーディネート機能及びケアマネジメントの質の向上
柱8	子どもと子育て家庭、障害者及び高齢者特有の課題	認知症対策

#### 6 重点取組事項（案）

全世代向け地域包括ケアシステムを推進するにあたり、複数の「柱」（構成要素）に関連する内容であり、また、区や関係団体等に共通する課題を含み、緊急に対応することが求められる次の項目を「重点取組事項」として設定する。区は、実態把握に努め、関係団体等と連携した取組を進めていく。

- (1) 「多様な担い手のかたちがあり、誰もが担い手になれる社会の実現」
- (2) 「孤独で苦しむ人がいない社会の実現」

#### 7 （仮称）地域包括ケアシステム総合計画の策定

区と関係団体等が地域包括ケアシステムに関する理念を共有し、目指すまちの姿の実現

に向けて自ら実施し、協働していくための区と区民のアクションプランとして、(仮称)地域包括ケアシステム総合計画(以下、「(仮称)総合計画」という。)を策定する。(仮称)総合計画は、推進プランと同様、区と関係団体等で構成する中野区地域包括ケア推進会議が策定する。

検討の過程で、全世代向け地域包括ケアシステム推進に際し、従来の高齢者、子どもと子育て家庭、障害者の施策の枠組みで対応ができていないものがないかを点検していく。

また、区の他の計画との整合性を図るとともに、関係団体等の事業計画等と調整のうえ策定していくものとする。

## 8 今後のスケジュール(予定)

令和2(2020)年	3月	・推進プラン(高齢者)改定の方向性(案)
	10月	・高齢者、子どもと子育て家庭、障害者の各事業の取りまとめ ・(仮称)総合計画(骨子)
令和3(2021)年	6月	・(仮称)総合計画(素案)
	11月	・(仮称)総合計画(案)